

○財務省告示第三十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年一月二十四日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年二月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百二十六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適
用等
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九 振替単位

十 一 発 行 行 価 格 日

十 一 イ 入 札 発 行 行 格 競 争

ロ 国 債 市 場 十 八 銭 九 厘 七 毛

十 二 償 還 期 限 争 入 札 発 行 行 格 競 争

十 三 償 還 金 額 当 た り 支 払 額

十 四 元 金 支 払 額

十 五 入 札 参 加 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

十 六 払 込 期 日 平 成 二 十 六 年 一 月 二 十 四 日

償 還 金 を 支 払 っ て 一 年 間 保 持 し た 後 償 還 期 間 が 満 了 した 日

平 成 二 十 六 年 一 月 二 十 四 日

償 還 期 間 が 満 了 した 日

償 還 期 間 が 満 了 した 日

償 還 期 間 が 満 了 した 日